

令和4年第5回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年5月18日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 教育委員会から保護者の皆様への教育活動についてのお知らせで感染拡大防止についてのマスクの件の緩和を求める請願書

2 報 告

- (1) 令和4年度教育に関する事務の点検及び評価について

議題1 教育委員会から保護者の皆様への教育活動についてのお知らせで感染拡大防止についてのマスクの件の緩和を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年4月19日

春日井市教育委員会教育長 殿

請願者



教育委員会から保護者の皆様への教育活動についてのお知らせで
別紙b1 感染拡大防止についてのマスクの件の緩和を求める請願書

【請願項目】

教育委員会から保護者の皆様への教育活動についてのお知らせで
1 感染拡大防止についてのマスクの件の緩和を求めます

【請願理由】

①マスクをつけれない子、つけない子が、周りの人から差別、偏見を受けていることが多く、生きづらくなっています。

マスクをつけれない子、つけない子が我慢させられ同調圧力によって、つけている現状です。

参考資料1~12

別紙a ②(令和4年4月1日時点の学校運営のためのガイドライン)

手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策とあります。

別紙b ③(令和4年4月吉日に春日井市教育委員会から保護者の皆様へのおたより)

(1)⑤感染予防のため、マスクを着用させてください。とありますが、任意のはずです。また、感染予防のため、と書かれているのであれば、根拠、証拠が必要です。別紙あ.い

薬機法と雑貨について別紙①②③

(2)③マスクの着用をするとともに、咳エチケットを徹底します。とありますが、咳エチケットのひとつにマスク着用があります。別紙c

また、このお知らせから、つけない児童、つけれない児童への差別、偏見、いじめに繋がらないような配慮が見当たりません。別紙d

マスク着用の可否は保護者の裁量です。

差別や偏見が生じないように配慮をお願い致します。これは、学校運営ガイドラインによる校長の責務でもあります。

【憲法第11条 基本的人権】

【憲法第12条 自由と権利の保障】

【憲法第13条】 幸福追求権

教育委員会からこれらのことを教職員、児童、生徒、保護者に対し、周知するよう指導してください。

別紙参照ア.イ

上記の理由により、教育委員会から保護者の皆様への教育活動についてのお知らせで、1 感染拡大防止についてのマスクの件の緩和を求めることをお願いいたします。

マスク着用やワクチン接種に関して理解と配慮をお願いします

健康増進課 ☎85-6168

健康上の理由などで、マスクをつけることができない方やワクチンを接種することができない方もいます。マスクや接種の強制や不当な扱いはあってはなりません。差別や偏見につながらないように理解と配慮をお願いします。

「マスクをつけられません」 意思表示カードを配付中

障がい福祉課 ☎85-6186

市では、障がいや病気、その他の事情によりマスクをつけることができない人に対し、「マスクをつけられません」という意思表示カード(身に付けて使用するもの)を配付しています。



意思表示カード

対象: 配慮が必要で、希望する人
配付場所: 障がい福祉課、東部市民センター、基幹相談支援センターしやまよう(総合福祉センター内) ※市ホームページからのダウンロードや郵送也可



市ホームページ

ちま
市の

広報春日井

9月17日
No.1713

あさるとの朝

地域みっちゃんく生活情報誌®

「月刊はるる」



市ホームページ



令和4年度の教育活動に向けて（教育長メッセージ）

2

[2022年4月4日] ID:15249

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



ツイッター

教育長からのメッセージ

平素より、多摩市の教育行政にご理解とご協力いただいておりますこと感謝申し上げます。いよいよ来週から新学期が始まります。それぞれのご家庭で進学・進級のご用意を進めていただいておりますことと存じます。

新年度を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症に関連する教育委員会の対応について保護者の皆様、地域の皆様にお伝えさせていただきます。

報道等でもご案内のとおり、東京都内における新型コロナウイルスの感染者数は緩やかに減少してきているものの、新型コロナウイルスのオミクロン株の新しい系統であるB.A.2への移行など、感染拡大も懸念されているところであります。

このような状況下ではありますが、多摩市教育委員会では児童・生徒の学びを止めないよう、教室換気の徹底や手洗いが励行、児童・生徒の健康確認、マスクの着用など、学校での感染対策を行い安全な教育環境の確保と維持の取り組みを継続してまいります。また、児童・生徒には登下校時など身体的距離が十分確保できる場面など、密集しない場面や運動する際、また高温下などには、マスクを外すことができるとも引き続き学校を通じて伝えてまいります。

なお、学校生活の中でのマスク着用につきましては、さまざまな事情により、マスクをしない子、できない子がおりますこととご理解いただきたいと思います。

多摩市立小中学校では、マスクをすること、しないことで、いじめや差別につながらないように注意指導してまいりますので、保護者の皆様、地域の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

引き続き多摩市の子どもたちが、笑顔で楽しく学べる環境を整えられるよう各学校とともに教育委員会一同取り組んでまいります。

1日

令和4年4月

4

教育長 千葉 正法

多摩市

マスクをつけられない方を知っていますか

「マスクをつけたくてもつけられない方がいます

- 発達障害のある方など、触覚・嗅覚等の感覚過敏といった特性により、外出先でのマスク着用が困難な方がおられます。
- こうした特性は、子どものみならず成人でも見られることがあります。

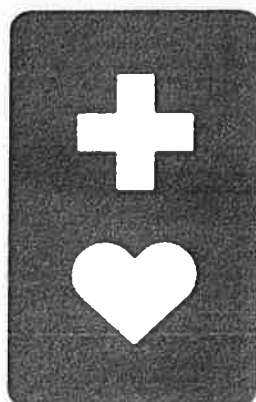
「県民の皆様の理解が必要です

- マスクをつけたくてもつけられない方は、周囲から冷やかな目で見られたり、心無い批判を受けたりすることもあります。
- 街中でマスクをつけていない人を見かけたら、「何か事情があるのかもしれない」と想像してみてください。
- マスクの着用が困難な方がいることを知り、思いやりのある行動をお願いします。

「意思表示に気付いていますか

- 通勤、通学時には、外見からは分かりづらい障害などにより周囲の方々への援助や配慮を希望することを示す「ヘルプマーク」をつけている方がいます。
- 発達障害をはじめ、感覚過敏によってマスクの着用が困難な方も利用されています。
- 私たちの周りには障害のある方がいるということを知り、その特性や意思表示を正しく理解し、お互いに思いやりの心を持って過ごしましょう。

ヘルプマーク





カスタム検索

検索

● 検索方法

最終更新日：2021年8月23日

マスクを着ることができない方へのご理解をお願いします

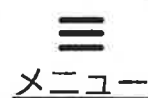
新型コロナウイルス予防接種の感染拡大防止対策の一つとして、マスクの着用が推奨されています。感染を広げないためにマスクの着用を多くの人が実践していますが、マスクを着けたくても着けることが難しい方がいます。感覚過敏、皮膚の病気、呼吸器の病気、発達障害等様々な原因でマスクを着けると肌に痛みを感じたり、気分が悪くなったり、身体に異変が生じてしまう方々です。

また、聴覚に障害がある方は、表情や口元の動きでコミュニケーションを取る場合に、止むを得ずマスクを着用していないことがあります。

多くの人がマスクを着けて生活をしている中で、マスクを着けていない方を見ると、感染への不安等から心無い言葉や厳しい視線となり、様々な事情でマスクを着ることができない方を傷つけてしまうかもしれません。マスクを着けていない方を見かけた時は、何か着けられない理由があるかもしれないと想像してみてください。

中には、マスクを着けていない方が、代わりにフェイスシールドを着用したり、「マスクがつけられません。」という意思表示をカード等で示すようにされている方もおられます。

マスクを着ることができない方へのご理解をお願いします



岩倉市
Iwakura City

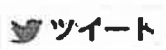
[トップ](#) [健康・福祉](#) [健康・医療](#) [豆知識](#)

マスクを着けられない方へのご理解をお願いし
ます

マスクを着けられない方へのご理解を お願いします

[2022年4月5日] ID:5873

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



マスクを着けたくても着けられない方がいま す

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクを着用することが新しい生活様式の一つとされていますが、さまざまな病気や障害、体調不良等の理由で、マスクを着けたくても着けられない方がいます。マスクを着けられないことで、周囲から厳しい視線を向けられたり、批判を受けたりすることがあります。

社会全体の理解が必要です

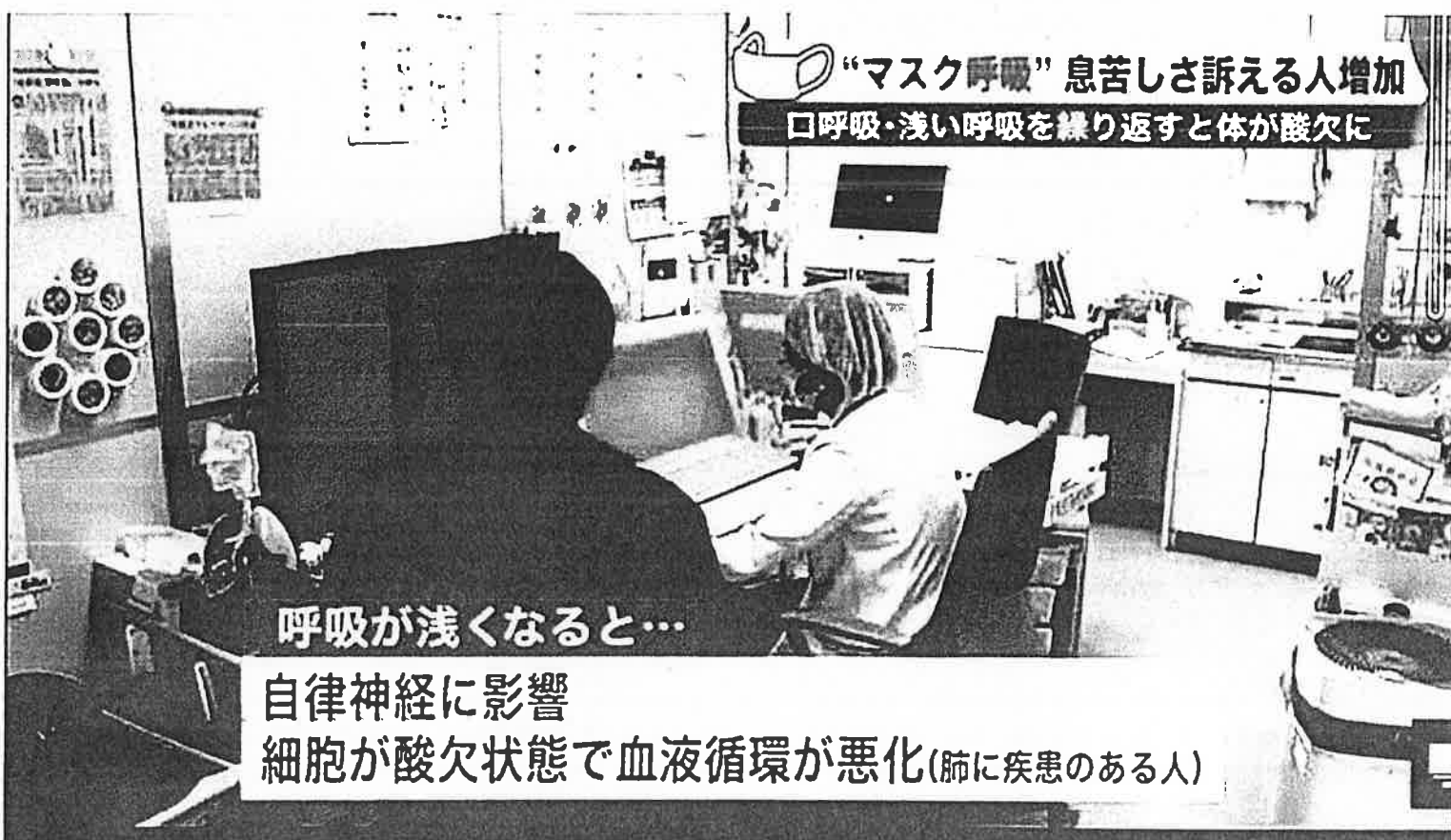
症状や病気、障害などがあって、マスクを着けたくても着けられない方がいることをご理解いただき、お互いに思いやりの心を持って過ごしましょう。



“マスク呼吸” 息苦しさ訴える人増加

口呼吸・浅い呼吸を繰り返すと体が酸欠に

「マスクの息苦しさ」相談4割



“マスク呼吸” 息苦しさ訴える人増加

口呼吸・浅い呼吸を繰り返すと体が酸欠に

呼吸が浅くなると…

自律神経に影響

細胞が酸欠状態で血液循環が悪化(肺に疾患のある人)

マスク着けられないのはワケがある 中学生考案「意思表示カード」 無料 公開

2020年06月01日17時30分

感覚過敏のため
マスクや
フェイスシールド
が付けられません



感覚過敏研究所

マスクを着けられない理由を可視化したカード

中学生が社長を務める「クリスタルロード」（東京都中央区）が運営する「感覚過敏研究所」は2020年5月28日、公式サイト上で「マスクやフェイスシールドをつけられない人のための意思表示カード」を無料公開した。

マスクの肌に触れる部分が痛くて辛い、息苦しい、といったマスクを着用できない理由を可視化できる。



印刷しネームホルダーなどに入れて使用

「感覚過敏のためマスクやフェイスシールドが付けられません」、「感覚過敏のためマスクやフェイスシールドが苦手です」などの文言が入ったカードのPDFが、感覚過敏研究所のサイトで無料公開されている。自宅で印刷してネームホルダーなどに入れて使用する。

報道向け資料によると、感覚過敏研究所所長で現役中学生の加藤路瑛さんが考案した。加藤さんは、「このカードがなければ社会の中で冷たい視線や態度を受けたり、学校に行けなかったりする現状は悲しいことですが、感覚過敏という言葉や概念も知らなければ、理解されることも難しいため、今は、困りごとを可視化して伝える方法を取ろうと思います」とコメントしている。また、

「このカードがマスクをつけない免罪符にしたいわけではありませんが、本当に困っている方の意思表示やお守りになればいいと思います。最終的には、このようなカードがなくても、人にやさしい社会になってほしいです」

と思いを述べている。

これは
厚生労働省のHPからのポスターです。



マスクの表面は、汚れていると考え、触らないようにしましょう。また触ってしまった場合には手洗いをしましょう。感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。マスクは、症状等ある方が飛沫によって他人に感染させないために有効です。一方で、他人からの飛沫を防ぐ予防効果は相当混み合っていない限り、あまり認められていません。



厚生労働省



経済産業省



消費者庁

厚生労働省

マスクの表面は、汚れていると考え、触らないようにしましょう。

また触ってしまった場合には手洗いをしましょう。

感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。

マスクは、**症状等ある方が**飛沫によって他人に感染させないために有効です。

一方で、他人からの飛沫を防ぐ予防効果は相当混み合っていない限り、あまり認められていません。

厚生労働省の見解をまとめると

- ①マスクは汚染されている
- ②感染している人からの飛沫を防ぐ効果はない
- ③他人からの飛沫を防ぐ予防効果は期待できない
- ④マスクは症状のある人が他人に感染させないようにするためのもの

フェイスシールドと同様に

マスクは

日常生活での使用ではあまり意味がない
ということになります。

むしろ

雑菌の温床となり

健康を害する可能性が高い

という研究結果も出ています。



感覚過敏で「しないというより、できない」

9

もう一人、30代男性に取材した。「他者との間隔が十分」と判断した場合はマスクを着けないと話す。

「オフィスの広さにゆとりがあり、机も大きいのでしていません。通勤電車では着けています。他者との距離が職場より近く、うっかりせき込むとかかってしまうからです」

なお、電車に空席が多かった4月中旬～5月中旬は、通勤時もマスクをしていなかったと明かした。

外を歩く時もマスクはしていない。ただ緊急事態宣言以降、「計4回、外を歩行中に見知らぬ人から『マスクしろ！』と怒鳴られた」という。できるだけマスクを着けないのには、もう一つ理由があった。

「いわゆる『感覚過敏』で、口元から首にかけて何かが触れていると不快感が生じます。マスクをしないというより、できないのです」

社内でマスク着用者・非着用者が共に気持ちよく過ごせるよう、グッズを使って「着用できない理由」を可視化するのも手だ。例えばJ-CASTトレンドが6月1日に紹介した「意思表示カード」などがある。



そもそもマスクを着用する事によって、恐怖が身体に表れたり、息苦しくなったり、不快感を表す人がいます。

多くは閉所恐怖症の人です。

④ 閉所恐怖症とマスク

閉所恐怖症とは、狭いところや閉じ込められている場所に対して、恐怖心を感じることです。

④ 閉所恐怖症の人が感じる事例

- MRIに入れない
- エレベーターに乗れない
- 映画館、カプセルホテル、飛行機などの狭い場所や密閉される場所に入れない
- ヘルメットやマスク、アイマスクが着用できない

④ マスクができない事を認識してもらう

閉所恐怖症の人は、職場であれば同僚や先輩後輩に閉所恐怖症でマスクができない事を認識してもらう必要があります。

公の場では極力人混みを避けた生活をしていきましょう。

「マスク着用強要は違法」 ぜんそく社員が日本郵便提訴一大阪地裁

2021年04月26日18時06分

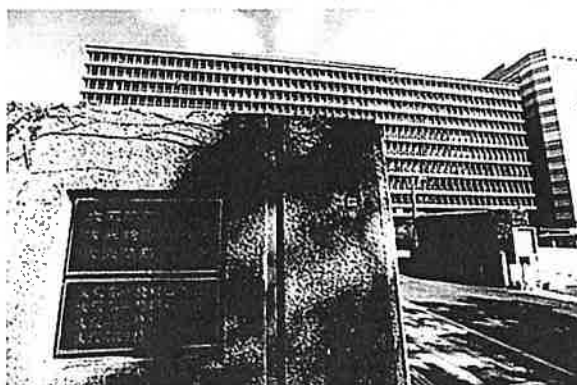
Jiji.COM

トップ

記事一覧へ

ランキング

コメント



大阪地裁などが入る合同庁舎＝大阪市北区

ぜんそくの症状でマスク着用が難しいのに、職場で着用を強要されたとして、日本郵便社員の米倉諒太さん（33）が26日、同社と当時の上司2人に計約330万円の

損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

訴状などによると、米倉さんは2012年に入社し、大阪府豊中市の豊中郵便局で郵便物の仕分けを担当。20年4月、上司から新型コロナウイルス対策としてマスク着用を求められ、事情を説明したが聞き入れられなかった。同5月、着用して勤務中に倒れ、低酸素脳症と診断された。その後も自主退職を強要されるなどのパワハラを受けたと訴えている。

マスクできない「分かって」 感覚過敏に苦しむ人たち—専門家「わがままじゃない」

記者会見した米倉さんは「（当時の上司には）しかるべき責任を取って謝罪してもらいたい」と話した。日本郵便は「訴状が届いていないためコメントは控える」としている。

12 「マスク着用強要は違法」 ぜんそく社員が日本郵便提訴—大阪地裁（2021年4月26日配信『時事通信』）

マスク

2021/04/26 18:02

ぜんそくの症状でマスク着用が難しいのに、職場で着用を強要されたとして、日本郵便社員の米倉諒太さん（33）が26日、同社と当時の上司2人に計約330万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。マスクできない「分かって」 感覚過敏に苦しむ人たち—専門家「わがままじゃない」

訴状などによると、米倉さんは2012年に入社し、大阪府豊中市の豊中郵便局で郵便物の仕分けを担当。20年4月、上司から新型コロナウイルス対策としてマスク着用を求められ、事情を説明したが聞き入れられなかった。同5月、着用して勤務中に倒れ、低酸素脳症と診断された。その後も自主退職を強要されるなどのパワハラを受けたと訴えている。

記者会見した米倉さんは「（当時の上司には）しかるべき責任を取って謝罪してもらいたい」と話した。日本郵便は「訴状が届いていないためコメントは控える」としている。

マスクできない「分かって」 感覚過敏に苦しむ人たち—専門家「わがままじゃない」（2021年4月26日配信『時事通信』）



せんすマスクを提唱する加藤路瑛さん（本人提供）



藤路瑛さんが考案した「マスクがつけられません」などと記された啓発表示カード（本人提供）

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

(令和4年4月1日時点)

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象及び対象期間

本ガイドラインの対象は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程とする。

本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とする。

2 学校における感染症対策の考え方

(1) 基本的な感染症対策

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や地域における児童生徒等の感染状況等を踏まえ、感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

4月からの小中学校の教育活動について(お知らせ)

お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。健やかに成長されることを心よりお祈りしております。

さて、愛知県に出されていたまん延防止等重点措置の解除から2週間余りが過ぎました。感染者数は、まだまだ予断を許さない状況が続いていますが、社会は、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻すため、感染対策を行って活動を進めています。

本市としまして、お子様の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、安心安全に学校生活が送れるよう必要な感染対策を徹底した上で、教育活動を進めていきたいと考えております。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について(学校にウイルスを持ち込まない)

- ① お子様の健康状態を観察(検温)し、「健康観察カード」等に記入して、登校させてください。
 - ② お子様や同居のご家族に「風邪の症状がある」(発熱や倦怠感、のどの違和感など)場合は登校を控えさせてください。
 - ③ 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。
 - ④ お子様や同居のご家族に基礎疾患があるため、登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。
 - ⑤ 感染予防のため、マスクを着用させてください。マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお話しください。
- ※ ②～④の場合、欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。ただし、特別な事情のない不安による欠席は、引き続き「欠席」として扱います。
- ※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

(2) 校内での基本的な感染症対策(接触感染、飛沫感染を防ぐ)

- ① 登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、掃除の前後、共有物を触る前後などでこまめな手洗いを徹底します。
- ② 3つの密(密閉・密集・密接)をできる限り排除します。
- ③ 校舎内では、児童生徒及び教職員はマスクの着用をするとともに、咳エチケットを徹底します。
- ④ 日々の清掃により清潔な環境を保ちます。
- ⑤ 大勢が手でよく触れる箇所は、1日1回消毒を行います。児童生徒や教職員の感染が明らかになった場合は、消毒などの対応を行います。また、状況によっては早帰りや学級・

学年閉鎖、臨時休業を行う場合があります。医療機関・保健所とも協議し、状況に応じた措置をとります。

(3) 抵抗力を高めること

ウイルス感染防止には、健康的な生活により、免疫力を高めることが重要です。お子様の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」に心がけてください。

行政文書不開示決定通知書

文部科学大臣

末 松 信 介

(公 印 省 略)

令和 3 年 12 月 3 日付（令和 3 年 12 月 6 日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

文部科学省発表

令和 3 年 11 月 22 日 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22Ver7）において、新型コロナウイルスへの対策として、厚生労働省よりマスクの着用が推奨されているが、マスクの着用が新型コロナウイルスへの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等を提示してください。

2 不開示とした理由

当省は、ご請求の内容を立証する立場にはなく、該当する文書を保有していないことから、不開示としました。

なお、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の作成・改訂に当たっては、内閣官房や厚生労働省等、他省庁等が公表する資料等を参照しておりますこと、申し添えます。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係 内線 2918

（手続について）大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572

行政文書不開示決定通知書

3教保第1103号

令和4年2月16日

愛知県教育委員会

令和4年2月6日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021.11.22. Ver7※2021.12.10 一部修正) 第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について『学校においては、手洗いや咳エッチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。』と記載されていますが、この対策が新型コロナウイルスの感染防止及び拡大防止に効果が有るという科学的根拠、論文等を提示してください。
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担 当 課 等	学習教育部保健体育課振興・保健グループ 電話 052-954-6793 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやアルコール製剤等の製品を輸入し、国内での販売を検討する方からのお問合せが多く寄せられております。

製品の使用目的等により、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）」の医薬品や医療機器等に該当する場合があります。以下に医薬品や医療機器等に該当するかどうかの判断の目安を示しますので、参考にしてください。

なお、輸入者が静岡県外の場合は、その所在地の自治体の薬務担当課にお問合せください。

1. マスク、防護服、医療用ガウン、フェイスシールド、ゴーグル

一般的に使用されているマスク（一般用マスク、医療用（サージカル）マスク、N95マスク等）、防護服、医療用ガウン、フェイスシールド、ゴーグルは、薬機法の医療機器には該当しません。ただし、医療機関等で使用される人工呼吸器用マスクや放射線防護用のガウン等は、医療機器に該当します。

※医療機器に該当していなくても、薬機法上認められない広告表現がありますので、以下の点に御注意ください。

- ・「感染症予防」など疾病の予防や治療を思わせる標榜をしないこと
- ・「コロナウイルス」や「インフルエンザウイルス」など、疾病を引き起こす特定のウイルスや細菌の名称を標榜しないこと



東日印刷



例えば、「マスク」。今では手作りのマスクを使う方もいますし、作ったマスクを個人販売されている方もいると思います。

突然ですが、「マスク」は医薬品に該当するのでしょうか？

今ではほとんどの方が使用されているマスクですが、マスクは「雑貨」に分類されます。そのため「ウイルス〇%除去」という表記はできても「コロナウイルスを防ぐ」というように「コロナウイルス」「インフルエンザウイルス」などの特定のウイルスを記載することはユーザーが「医療品」との誤解を招くため禁止されています。

マスクを使う用途としてウイルス以外で思い浮かぶのが「花粉」です。

「花粉を〇%カット」といった表現は可能ですが「花粉症対策に！」というように「花粉症」などの具体的な病名を記載することは同様の理由から禁止されています。

2019年7月24日掲載

Q 空気清浄機やマスクで菌やウイルスに対する効果をうたいたい場合、どのような点に注意したらよいでしょうか。

A 重要な留意点が三つあります。

(1) 菌やウイルスに対する効果がきちんと実証されているかどうか

効果が実証できていなければ景品表示法第7条第2項（不実証広告規制）により合理的根拠がない表示として同法第5条第1号（優良誤認）に抵触するおそれがあります。

この場合、実証の方法・条件が重要です。素材や成分などの技術であれば、菌やウイルスに及ぼす効果は、一般的にシャーレでの培養試験や、専用の試験装置の中で実証することが多いものです。しかし、その技術を商品に搭載した場合に、商品を試験と同じ条件で使用するのではなければ、試験と同じ効果が出るとは限りません。一般的に、その商品を実生活で使用した場合の、菌やウイルスに対する効果を実証することは大変難しいと思われます。

(2) 表示が適正になされているかどうか

実証された技術による効果と、商品を実生活で使用した場合の効果とが、全く同等でないのであれば、同等であると誤認されることのないよう、前提となる条件や打ち消し表示を明りょうに表示することが必要です。

③

(3) 医薬品医療機器等法に抵触していないかどうか

医薬品医療機器等法第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）に抵触しないように留意することです。同法では第2条第4項で医療機器について「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（後略）」と規定されており、医療機器は国の承認や認証を得た上で、認められた効能・効果について広告をすることができます。

日用品の広告で、あたかも医療機器のような効果をうたった場合は、医薬品医療機器等法に基づく承認・認証を得ていないので、未承認の医療機器と見なされ、医薬品医療機器等法第68条に抵触するおそれがあります。医薬品医療機器等法違反とならないためには、医療機器としての承認・認証を得るか、あるいは抵触するおそれのある表示を削除または訂正する必要があります。

具体的には、「インフルエンザを予防する」と表示した場合は、インフルエンザという疾病の予防を目的とする商品であることを暗示するため、医療機器と見なされるおそれがあります。また「新陳代謝を盛んにする」などの表現は、身体の機能に影響を及ぼすことを目的とする商品であることを暗示するため、同じく医療機器と見なされるおそれがあります。

咳エチケットで感染拡大防止

咳やくしゃみの飛沫により感染症を他人に感染させないために

咳エチケット



ティッシュ・ハンカチなどで
口や鼻を覆う



上着の内側や袖で覆う



マスクを着用する

現在、マスク不足で心配されているかと思います。

お手元にマスクがなくて、マスクを自作する場合には、次のことにお気をつけください。

自作マスクで
気をつけること

口をしっかり塞ぐことで、
飛沫（くしゃみなどの飛び散り）
を防ぐ効果があります。



口と鼻を
しっかり覆う



できるだけ
密着させる



毎日手洗いし
清潔にする



マスクについて

マスクの表面は、汚れていると考え、触らないようにしましょう。また触ってしまった場合には手洗いをしましょう。感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。マスクは、症状等ある方が飛沫によって他人に感染させないために有効です。一方で、他人からの飛沫を防ぐ予防効果は相当混み合っていない限り、あまり認められていません。

YouTube
布マスクの
手洗い動画



【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人 ・マスクをしていない人
 - ・外国から来た人 ・ワクチンを接種していない人、接種できない人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》



プロジェクトの概要 https://www.mext.go.jp/content/20210324-mxt_kouhou01-mext_00122_1.pdf
 教材等の利用について(日本学校保健会Webサイト) <https://www.hokenkai.or.jp/>



感染したことを責めるのではなく、支え合う社会を目指すために、感染対策の正しい理解と差別偏見防止を目的とした「広がれありがとうの輪」プロジェクトを実施しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_6

✓ネイチャー 他：無症状感染は根拠なし

無症状から感染しないことが2020/11/20の

「Nature Communications（ネイチャー・コミュニケーションズ）」に掲載され、科学的に証明されました。

「中国、武漢の約1,000万人の居住者における封鎖後のSARS-CoV-2核酸スクリーニング」の研究によると、約1,000万人の調査対象のうち、300の無症候性症例が見つかり、それら300の人に接触した1,174を追跡したところ、全て陰性だったと述べています。

【参考】

[Asymptomatic transmission of COVID-19 didn't occur at all, study of 10 million finds | News | LifeSite](#)
[Post-lockdown SARS-CoV-2 nucleic acid screening in nearly ten million residents of Wuhan, China | Nature Communications](#)

また、以下の論文の内容では、SARS-CoV-2感染症は455人の接触者の検査で感染者は検出されませんでした。

「無症状者の感染力は弱い」と結論付けています。

参考：無症候性SARS-CoV-2保菌者の感染力に関する研究論文【無症状の人に接触した455人を調査】

◆ 文部科学省 マスクの効果に科学的根拠なし

行政文書不開示決定通知書

文部科学大臣からの回答は以下

【不開示決定した行政文書の名称】

マスクの着用が、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。

【不開示とした理由】

行政文書不開示決定通知書
文部科学大臣からの回答は以下

【不開示決定した行政文書の名称】

マスクの着用が、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書。

【不開示とした理由】

請求文書を保有していないため、不開示としました。

◇
■ マスク着用義務ありとなしを比較

アメリカでは既に50州で2020年5月1日～2020年12月15日までの間にマスク義務化とそうでない地域で、感染者の調査が行われており、マスクを義務化しても効果がないことが結論付けられています。

その調査結果が以下

・ マスク着用義務あり地域の陽性者数
10万人あたり27件

・ マスク着用義務なし地域の陽性者数
10万人あたり17件

このように、マスクの着用義務付けを行った地域とそうでない地域では差がないことがわかります。

むしろマスクを義務付けたほうが感染しているほどです。

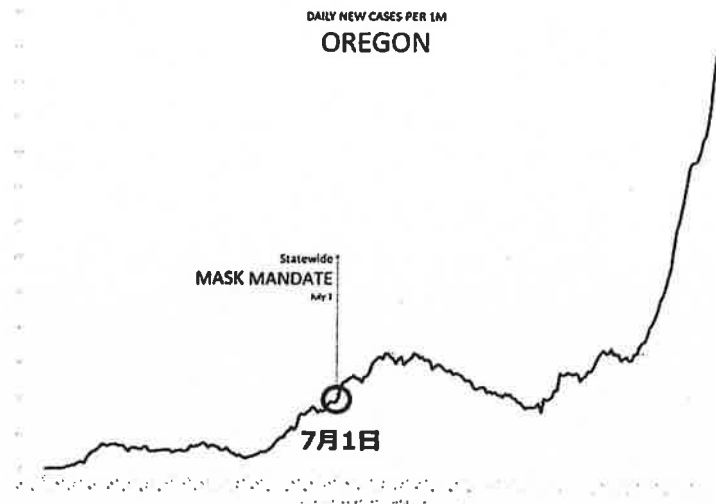
つまり、マスクの効果は証明されていないにも関わらず、マスク着用の流れだけが拡大していることとなります。

参考：[Mask Mandates Are Absolutely Useless](#)

さらに、マスクが効果がないことを結論づける「マスクを義務付けた地域の感染者数の推移グラフ」が以下。

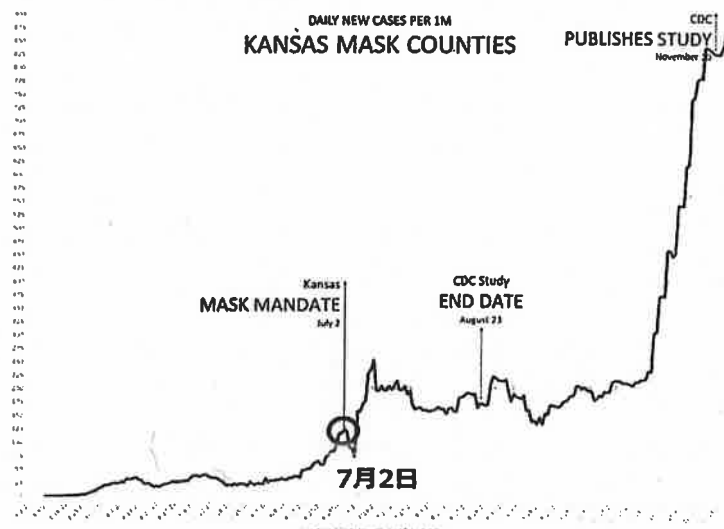
【オレゴン州】

7月1日からマスク義務化になったが、感染者数は下がることなく上昇



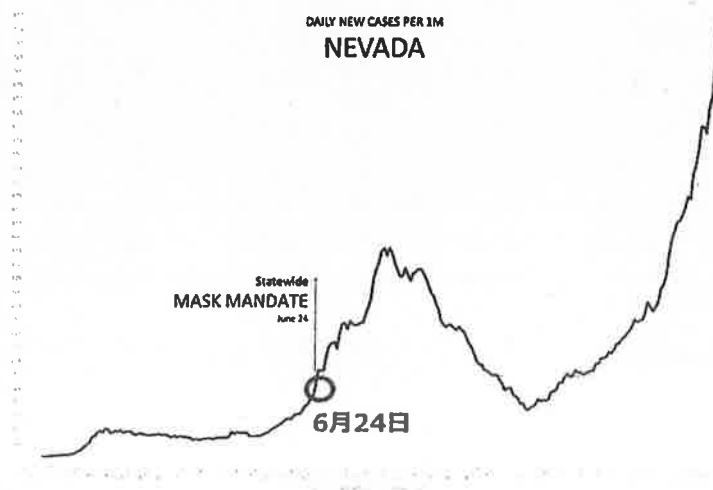
【カンザス州】

7月2日からマスク義務化になったが、感染者数は下がることなく上昇



【ネバダ州】

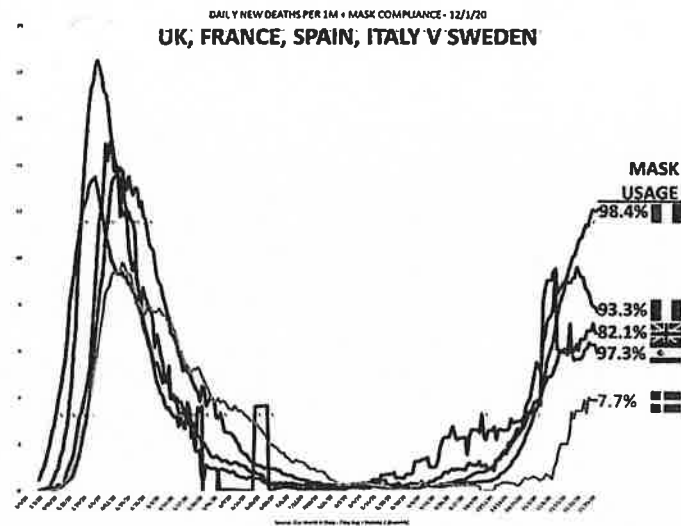
6月24日からマスク義務化になったが、感染者数は下がることなく上昇



【比較】

イギリス、スペイン、フランス、イタリアで80%以上のマスク着用しているにもかかわらず感染拡大が見られた。

スウェーデンでは7.7%だが、他国と同じような推移であり両者に違いが見られないことがわかる。



【参考】

[Rational Ground - Clear Reasoning on National Policy for COVID-19 >> Post-Thanksgiving mask charts: Still no evidence that masks work](#)
<https://twitter.com/ianmSC>

つまり、マスクに感染効果はないのは証明されているし、マスクが逆に感染を拡大していると解釈することもできます。

◆ マスクを着用すると18倍コロナに感染しやすくなる

中部大学総合工学研究所特任教授の武田邦彦先生は、2021年2月19日の虎ノ門ニュースで、「マスクを着用すると18倍コロナに罹りやすくなる」というデータ算出をしたと語っています。

- ・ 三重県の約2300人のPCR陽性者を調査
- ・ 国民の平均のマスク着用率は約90%、PCR陽性者のマスク着用率は約98%
- ・ 新型コロナが流行して1年間、この傾向が続いた

PCR陽性者のほうがマスク着用率が高かったというデータからみて、もしマスクに効果があれば逆にならなければおかしいのです。

つまり、マスクをすると感染予防には逆効果になります。

その理由の一つに、ほとんどの人がマスクの着用の仕方を間違っていることが上げられます。

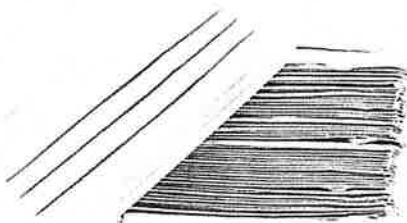
マスクは細菌やウイルスを吸着してしまい、汚れているのです。

さらに、マスクに付着したウイルスの飛沫が乾燥すると通過してきます。

そのため、医療従事者はずっと同じマスクをしていて感染するため、1時間おきに新しいものに取り替えているようです。

長い間に渡って同じマスクをし続けて、手で触ったり外したりを繰り返すことは非常に不衛生で、感染を拡大することさえあるわけです。

このことを指摘せず、マスクをさえしていれば良いという現状は、完全に本来の目的を見失っていると言えるでしょう。



目次

1. エビデンスレベルについて
2. マスクの性能実験では意味がない
3. ランダム化比較試験による検証が必要
4. ランダム化比較試験では有意性は見られなかった
5. マスク過信は禁物、手洗いをした上で正しく着用することが大事

エビデンスレベルについて

新型コロナウイルスによりほとんどの人がマスクをしているかと思えます。海外では、強制されていたりもしているみたいですが、果たしてマスクは本当に科学的に見て効果があるのか論文から見てみようと思えます。新型コロナウイルスではなく同じ感染症であるインフルエンザに対しての論文になります。

インフルエンザもウイルスによる飛沫や接触による感染症なので参考になると思えます。

また、多くの人が勘違いをしているかもしれませんが、ごく普通の一般的なマスクは、ウイルスの侵入を防ぐ物ではありません。

科学的根拠のことをエビデンスと言いますが、エビデンスには信頼度によって分けられています。

信頼度の高いエビデンスがあれば、有効と言えますが信頼度の低いエビデンスだと有効とは言えない状態です。

オックスフォード大学EBMセンターによるエビデンスレベル

推奨度	エビデンスレベル	種類
A	1a	ランダム化比較試験のシステマティックレビュー（メタアナリシス）
	1b	個々のランダム化比較試験（狭い信頼区間を伴う）
B	2a	コホート研究のシステマティックレビュー（メタアナリシス）
	2b	個々のコホート研究（非ランダム化比較試験を含む）
	3a	症例対照研究のシステマティックレビュー（メタアナリシス）
	3b	個々の症例対照研究

C	4	症例報告（質の悪いコホート研究、症例対照研究含む）
D	5	明確な批判的吟味のない または生理学や基礎実験に基づく専門家の意見

推奨度Aが信頼度の高いエビデンス、推奨度Dが信頼度の低いエビデンスとなります。

専門家個人の意見は、推奨度Dで信頼度が最も低いエビデンスとなります。

エビデンスと言うのは臨床試験や疫学的調査による統計学的根拠のことです。

統計的な違いが偶然では説明ができないほど大きい時にその違いに統計的に有意であると言えます。

マスクをした人としなかった人の感染発症率を統計的に調べ統計的に有意であるか確認をします。

マスクの性能実験では意味がない

マスクの効果についてマスクの性能実験をしている映像を見たことがある人も多いと思います。

これは短期的な実験でマスク着用効果ではありません。

マスクの着用の効果は、長期的に日常生活の中で実際に効果があるのかどうか示す必要があります。

なのでマスクの性能実験では実は意味がありません。

例えばマスクでウイルスの侵入や飛沫を防げると言うだけでは、臨床の場で直接効果があるとは言えないのです。

理論的に正しいように見えても実際に実験してみたら違うと言うことは科学の世界では当たり前のように起こります。

ランダム化比較試験による検証が必要

マスクによる効果なのか断定する為にはランダム化比較試験での検証が必要です。

マスクを着用する群と非着用の群で比較をしないといけませんが、マスクを着用するかどうかを被験者に任せてしまうと、マスク以外の要因が結果に反映してしまいます。

例えば、マスクを着用する人は、普段から生活習慣に気を付けている、衛生意識が高く手洗いなどをしている可能性が高いと言うことです。これでは本当にマスクによる効果なのか断定ができません。

マスク以外の要因の偏りをできる限り省く為に、マスクを着用するのかどうか無作為に決めて比較する必要があります。

これがランダム化比較試験です。

一番信頼度の高いエビデンスとなります。

ランダム化比較試験による比較でなければ、偏りのない本当の比較ができません。

では、マスクのランダム化比較試験はあるのでしょうか。

ランダム化比較試験による検証が必要

マスクによる効果なのか断定する為にはランダム化比較試験での検証が必要です。

マスクを着用する群と非着用群で比較をしないといいますが、マスクを着用するかどうかを被験者に任せてしまうと、マスク以外の要因が結果に反映してしまいます。

例えば、マスクを着用する人は、普段から生活習慣に気を付けている、衛生意識が高く手洗いなどを行っている可能性が高いと言うことです。これでは本当にマスクによる効果なのか断定できません。

マスク以外の要因の偏りをできる限り省く為に、マスクを着用するのかどうか無作為に決めて比較する必要があります。

これがランダム化比較試験です。

一番信頼度の高いエビデンスとなります。

ランダム化比較試験による比較でなければ、偏りのない本当の比較ができません。

では、マスクのランダム化比較試験はあるのでしょうか。

論文はとて少なく、香港とシドニーによるランダム化比較試験があるようです。

ランダム化比較試験では有意性は見られなかった



マスクのランダム化比較試験による検証は、香港とシドニーによる論文があります。

結論からするとマスク着用でも非着用でも感染発症率に差は見られませんでした。

このエビデンスからWHOはマスクに感染予防効果はほぼ意味がないとしているようです。

今回のコロナによりWHOも米国CDCもマスクの見解を変えましたが、ちゃんとした根拠があるわけではありません。WHOは根拠がないことを言っています。

推奨度Aのエビデンスはありませんが、推奨度Bエビデンスレベル2bのコホート研究でのエビデンスはあります。

これは観察研究なので他の様々な要因が考えられマスクによる効果なのかは分かりません。

SARSコロナウイルスに対して推奨度Bエビデンスレベル3aのエビデンスもありますが、これもマスクの効果なのかは分かりません。

信頼度の高い推奨度Aのランダム化比較試験による検証で有意性が認められなかったため、マスクはあまり意味がない可能性が高いと言えます。

手洗いに関しては、推奨度Aエビデンスレベル1bのランダム化比較試験のエビデンスがあります。

この為、感染症予防にはマスクよりも手洗いを推奨しているのです。

マスク過信は禁物、手洗いをした上で正しく着用することが大事

マスクはほぼ意味がないとしていても全く不要か、と言うわけでもありません。

ランダム化比較試験が失敗に終わったのは、被験者にマスクの徹底着用が難しかったとも考えられるからです。

マスクを正しく着用することができれば、ある程度の効果が期待できるとも考えられますが正直分かりません。

ただ正しく着用しても効果はかなり限定的になると考えられるので過度の過信は禁物です。

マスクよりもこまめに手洗いをするのが大事で手洗いをした上でマスクを着用しなければいけません。

手洗いをしなければマスクは無意味と言っても良いと思います。

一般的なマスク自体は、ウイルスの侵入を防ぐ物ではありません。

一般の人がマスクをする意味はあまりなく、症状がない人は基本的にいりません。

大きな飛沫を飛ばさないことが目的なので咳やくしゃみの症状がある人、体調の悪い人は必ず着用するようにしましょう。

飛沫に関しては、ある程度の距離を取ればリスクはほぼありません。

大きな飛沫は、直ぐに落下するので遠くまで飛びません。

マスクの優先順位は低いのでマスクをしてないからと言って白い目で見ないようにしましょう。

参照：マスク着用にインフルエンザ予防のエビデンスはあるのか？

報告1 令和4年度教育に関する事務の点検及び評価について

「教育に関する事務の点検及び評価」の事務スケジュール（案）

令和4年度	令和3年度
<u>6月7日（火）第1回事務点検評価</u> ・事務事業点検評価シート（事務局説明） 令和3年度事務事業対象 32 事務事業 ・教育に関する学識経験者 （事務点検評価委員）2名の意見を聴取 【学識経験者】 中野 靖彦 愛知教育大学名誉教授 修文大学短期大学部教授 三島 浩路 中部大学現代教育学部教授	6月3日（木）第1回事務点検評価 ・事務事業点検評価シート 令和2年度事務事業対象 32 事務事業 ・教育に関する学識経験者 （事務点検評価委員）2名の意見を聴取 【学識経験者】 中野 靖彦 愛知教育大学名誉教授 修文大学短期大学部教授 三島 浩路 中部大学現代教育学部教授
<u>7月8日（金）第2回事務点検評価</u> ・学識経験者からの意見を受け作成した 「教育に関する事務の点検及び評価報告書」（案）の説明・報告（事務局説明）	7月6日（火）第2回事務点検評価
<u>7月14日（木）第7回教育委員会定例会</u> ・「教育に関する事務の点検及び評価報告書」（案）の説明・報告（事務局説明）	7月14日（水）第7回教育委員会定例会
<u>8月16日（火）文教経済委員会報告</u> ・「教育に関する事務の点検及び評価報告書」を議会報告 （議会報告後、市ホームページ等に公表）	8月16日（月）文教経済委員会報告

令和4年度教育に関する事務の点検評価 対象事務事業

○ 子育て・教育（政策分野等3）

1 良好な教育環境の整備（施策等2）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課
1	学力と体力の向上を図るとともに、多様化する教育ニーズへの対応や快適な学習環境の確保を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。	小中学校環境改善	教育総務課
2		I C Tを活用した教育の推進	
3		創意と活力のある学校づくりの推進	学校教育課
4		教職員研修	
5		きめ細やかな教育対応	
6		語学指導	
7		幼保小連携推進	
8	家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。	学校と地域の連携推進	
9		職場体験学習	
10		土曜チャレンジ・アップ教室	
11		放課後なかよし教室	
12		小学生交流学習	
13		ふれあい教育セミナー	文化・生涯学習課
14	安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健全な成長を支えます。	地産地消の学校給食提供	学校給食課
15		アレルギー対応給食の提供	
16		学校給食の充実、学校給食を活用した食育の推進	
17		新調理場整備	
18	いじめの未然防止や早期発見、不登校の子や特別な支援を必要とする子への支援などに取り組むほか、子どもを守るための相談体制の充実を図り、子どもと保護者が安心して生活ができる環境づくりを推進します。	いじめ対策	学校教育課
19		いじめ相談	
20		子どもの健全育成支援	
21		教育や悩みごとに対する相談業務	
22		不登校対策	
23		教育支援体制の充実	
24		特別支援教育	

○ 市民活動・共生・文化・スポーツ（政策分野等4）

1 文化・スポーツ・生涯学習の推進（施策等3）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課
25	書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。	文化財の保護・調査	文化財課
26		文化財の活用	
27		文化財ボランティアの育成	
28		郷土芸能保存	
29	公民館、図書館等の施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援	公民館等講座	文化・生涯学習課
30		生涯学習推進	
31	し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。	読書啓発・障がい者図書サービス	図書館

○ 環境（政策分野等6）

1 地球環境の保全と自然との共生（施策等1）

No.	基本的な方向性	事務事業	担当課等
32	豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。	野外教育センターの利用促進	野外教育センター